

令和 7年 6月23日

広域振興局長

提出者 株式会社 いわちく

住所 〒028-3311 岩手県紫波郡紫波町犬淵字南谷地120番地

氏名 代表取締役社長 藤村 明智

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

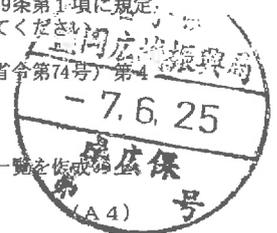
主たる工場又は事業場の名称	株式会社いわちく	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県紫波郡紫波町犬淵字南谷地120番地	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	5,296 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	49 台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者			

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
本社工場	〒028-3311 紫波郡紫波町犬淵字南谷地120番地	4,743 kl
物流センター	〒028-3311 紫波郡紫波町犬淵字南谷地32-11	259 kl
久慈工場・営業所	〒028-8111 久慈市宇部町1-59-7	120 kl

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- 2 エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- 3 エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 4 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
- 5 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成し添付してください。



別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類	(令和6)年度						E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)
	エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量				
	数値 A	単位	熱量(GJ) B	数値 C	単位	熱量(GJ) D		
原油(コンデンセートを除く)		kL			kL			
原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL			
揮発油(ガソリン)		kL			kL			
ナフサ		kL			kL			
ジェット燃料		kL			kL			
灯油	12.72	kL	464		kL	164	32	
軽油	3.34	kL	127		kL	127	9	
A重油	794.10	kL	30,890		kL	30,890	2,186	
B・C重油		kL			kL			
石油アスファルト		t			t			
石油コークス		t			t			
石油ガス	32.08	t	1,607		t	1,607	96	
液化石油ガス(LPG)		t			t			
石油系炭化水素ガス		千m ³			千m ³			
液化天然ガス(LNG)	730.00	t	39,931		t	39,931	2,035	
可燃性天然ガス		千m ³			千m ³			
その他可燃性天然ガス		千m ³			千m ³			
石炭	輸入原料炭	t			t			
	原料炭	コークス用原料炭	t		t			
		吹込用原料炭	t		t			
	一般炭	輸入一般炭	t		t			
		国産一般炭	t		t			
		輸入無煙炭	t		t			
石炭コークス		t			t			
コールタール		t			t			
コークス炉ガス		千m ³			千m ³			
高炉ガス		千m ³			千m ³			
発電用高炉ガス		千m ³			千m ³			
転炉ガス		千m ³			千m ³			
その他の燃料	()							
	()							
黒液		t			t			
木材		t			t			
木質廃材		t			t			
バイオエタノール		kL			kL			
バイオディーゼル		kL			kL			
バイオガス		千m ³			千m ³			
その他バイオマス		t			t			
RDF		t			GJ/t			
RPF		t			GJ/t			
廃タイヤ		t			GJ/t			
廃プラスチック(一般廃棄物)		t			GJ/t			
廃プラスチック(産業廃棄物)		t			GJ/t			
廃油		kL			GJ/kL			
廃棄物ガス		千m ³			千m ³			
混合廃材		t			t			
水素		t			t			
アンモニア		t			t			
その他燃料()								
小計①						73,020	4,358	
産業用蒸気		GJ			GJ			
産業用以外の蒸気		GJ			GJ			
温水		GJ			GJ			
冷水		GJ			GJ			
地熱		GJ			GJ			
温泉熱		GJ			GJ			
太陽熱		GJ			GJ			
雪氷熱		GJ			GJ			
小計②								
電気事業者①	14,753.82	千kWh	127,473		千kWh	127,473	5,931	
電気事業者② ※複雑契約している場合使用	535.50	千kWh	1,627		千kWh	4,627	226	
自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh			千kWh			
自家発電		千kWh			千kWh			
太陽光		千kWh			千kWh			
水力		千kWh			千kWh			
風力		千kWh			千kWh			
その他	46.41	千kWh	167		千kWh	167		
小計③						132,267	6,157	
合計 ④=①+②+③						205,286	10,515	

(2) 原油換算エネルギー使用量 = (1)のエネルギー合計使用量×0.0258

原油換算エネルギー使用量	5,296	kL
--------------	-------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区 分		温室効果ガスの排出量
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	10,515 t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素	
メタンの排出量		t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量		t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量		t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量		t-CO ₂
六ふっ化硫黄の排出量		t-CO ₂
三ふっ化窒素の排出量		t-CO ₂
合計		10,515 t-CO ₂

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

【目標値】

令和9年度のエネルギー原単位を、令和6年度実績164.9の1%以上削減する。

【具体的な取組】

○省エネルギー

- ①豚処理加工施設の効率的稼働をする。
- ②製造1課の照明器具のLED化で年間KL削減。
- ③節水による浄水、給水設備の節電、燃料の削減。
- ④第一食肉の生産付帯設備リニューアルによる省エネ。
- ⑤加工部門のLNGボイラー更新。

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

○輸送の合理化

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

省エネルギー委員会: 年度ごとに実施計画を策定し、4半期ごとに進捗状況を報告する。

(3) 計画の達成度の把握方法

エネルギープロジェクトが、毎月のエネルギー使用量、生産数量等の計測、分析を行う。

2 その他の地球温暖化の対策に関する事項

温室効果ガス(フロンガス等)の充填、改修後の破壊証明等冷媒ガスの管理強化。可燃ごみ、不燃ごみ、金属、ガラス、プラスチックごみ等の分別回収を徹底する。

別紙 その3 (自動車用)

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 (年度)

自動車			二酸化炭素の排出	
燃料別	保有台数	燃料使用量	排出係数 (B)	排出量
ガソリン	14 (5)	14,114 ℓ	2.29 kg-CO ₂ /ℓ	32,322 kg-CO ₂
軽油	35 ()	90,481 ℓ	2.62 kg-CO ₂ /ℓ	237,012 kg-CO ₂
LPG	()	kg	2.99 kg-CO ₂ /kg	kg-CO ₂
電気		kWh	0.402 kg-CO ₂ /kWh	kg-CO ₂
その他	()		kg-CO ₂ /()	kg-CO ₂
合計	49 (5)			269,334 kg-CO ₂

- 備考1 保有台数欄の () には、ハイブリッド車の台数 (内数) を記載してください。
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成11年政令第143号) の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

【目標値】
 令和9年度は令和6年度実績の2%以上削減する。

【具体的な取組】
 ○エコドライブ
 空ふかし、急発進、急加速をしない。アイドリングストップの徹底。

○輸送の合理化
 配達ルート効率化により車両燃料の低減を図る。

○電動車
 送迎車両として電気車両を検討。

○自動車利用抑制
 近隣者への相乗り、自転車利用促進により減車に努める。

- 備考 主に次のことを記載してください。
- ・エコドライブの取組 (駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等)
 - ・輸送方法の合理化に関する取組
 - ・電動車 (ハイブリッド自動車、電気自動車等) の導入
 - ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項